

がんばろう橋本市！最大20% 戻ってくるキャンペーン

市では、市内消費の活性化を目指し、キャッシュレス決済「PayPay」を活用した支払いに対して、ポイントを還元するキャンペーンを実施します。

実施期間

9月1日(木)～30日(金)

ポイント還元率

20%

※同時に他のポイント還元事業が実施された場合には、還元率の有利なものが適用されます。

- 1回の還元ポイント上限
1,000ポイント
(1,000円相当)
- 期間中の還元ポイント上限
5,000ポイント
(5,000円相当)

対象店舗

橋本市内店舗のうち中小事業所
※スーパーマーケット、ホームセンター、ドラッグストアなどは対象外です。対象店舗の詳細については、決まり次第、市ホームページでお知らせします。なお、対象店舗には左のポスターを掲示します。

問い合わせ

シティセールス推進課
☎33-6106

「PayPay」アプリはこちらから

右の二次元コードからアプリをダウンロードできます。すでにアプリを取得している場合はアプリが起動します。



橋本市商工業者事業継続支援給付金 (第3回)を支給します

市では新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上が減少している事業者に対し、事業の継続を支援するため給付金の支給を行います。

支給要件

- 市内で対象事業を営む事業所
※飲食や宿泊、サービス業など幅広い業種が対象となっています。
- 令和4年4月から6月のうち、過去3年間の同じ月と比較して、売上げが30%以上減少した月があること。
- 比較対象となる年の4月から6月までの3カ月間の売上げ合計額が15万円以上であること。

申請期間

9月30日(金)まで

申込方法

窓口で配布する申請書類に必要事項を記入の上、持参または郵送で申し込んでください。

※申請書類は、市ホームページ(下の二次元コード)からも入手できます。



申し込み・問い合わせ

〒648-8585
(住所記入不要)
橋本市 経済推進部 シティセールス推進課
☎33-6106

農業者を支援します

橋本ふるさと便

指定事業者から購入した橋本市産の農産物や加工品を国内在住の人に発送する際の送料を補助する事業です。全国の家族や友人に橋本市の農産物を贈る際にぜひご利用ください。指定事業者として事業を実施する場合は事前に申し込みが必要です。

インターネットを活用した農産物

などの販売促進事業
インターネットを活用した農産物などの販売手数料などを補助します。事前に申し込みが必要です。

問い合わせ

農林振興課 ☎33-6113
▲農業者支援について詳しくはこちらから



子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うものです。

対象

- ①児童扶養手当受給者
- ②その他の低所得の子育て世帯

対象児童

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童
※障がい児の場合は20歳未満
※令和5年2月末までに生まれる
新生児も対象となります。

給付額

児童一人当たり
5万円



支給方法

①②の世帯のうち、次の人には申請なく支給(ブッシュ支給)します。

- ①4月分の児童扶養手当受給者
- ②4月分の児童手当・特別児童扶養手当受給者のうち令和4年度の住民税均等割が非課税の人
- ※ブッシュ支給の要件を満たさなくても、家計急変などの事由により支給対象となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

提出先・問い合わせ

こども課 ☎33-6102

物価高騰に伴う給食費の負担増を防ぎます

原油などの物価高騰の影響は、給食の食材費にも及んでいます。保育園、こども園、児童発達支援施設、小・中学校では、これまで給食の献立を工夫するなど、できる限りの対応をしてきましたが、給食の質や量を安定的に維持するためには、給食費の増額が避けられない状況です。そこで市では、保護者への負担増を防ぐため、1食あたり約20円を市が負担することで、給食費を値上げ

せず、これまで通りの栄養バランスや分量を保った給食を提供します。

問い合わせ

- 保育園、こども園、児童発達支援施設の給食費について
こども課 ☎33-6102
- 小・中学校の給食費について
橋本市学校給食センター
☎39-12338

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給します

住民税非課税世帯などに対して、臨時特別給付金を支給します。

給付額

一世帯当たり10万円

対象

次のいずれかに該当し、令和3年度分の給付金が未支給である世帯

●住民税非課税世帯

世帯全員の令和4年度住民税が非課税の世帯。
令和4年6月1日時点で住民登録のある対象世帯に確認書を送付しています。中身を確認して返信してください。
※一部申請が必要な場合があります。

●家計急変世帯

令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった世帯。
※給付金を受け取るには申請が必要です。

支給時期

確認書または申請書を受理後、記載漏れがないかなどを確認した上で、確認書に記載の口座へ順次支給を行います。支給まで2週間程度かかります。

振り込め詐欺や個人情報の搾取にご注意ください！

自宅や職場などに市や国などの行政機関の職員をかたる不審な電話や郵便があった場合は、消費生活センター(☎33-1227)や、最寄りの警察署または警察相談専用電話(☎#9110)に相談してください。

